

議案第三三三号

起債について

左記のとおり起債するものとする

昭和三十五年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

記

一 起債金額 金七百七拾万円

二 起債の目的 三朝町営住宅建設事業費に充当のため

三 借入先 郵政省

四 起債利率 年六分参厘以内

五 起債時期 昭和三十四年度

六 償還方法 昭和三十五年度より三年以内据置き、尔後二十年以内毎年

一回元利均等償還により償還するものとする

(公庫におりて別に定められたときはそれに従う)

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮

七償還財源

レモレは低利債に借換えることかてする
稅收その他一般歳入

昭和三十年三月十八日議決

三朝町議會議長加藤幸太郎



原案可決